

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

423-4
13/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

第2回NPT再検討準備委員会・ハイライト(上)

賛同を拡大した「人道的影響」共同声明 日本は不賛同一根に核兵器依存政策

4月22日から5月3日にかけて、「2015年NPT再検討会議・第2回準備委員会」がジュネーブで開催された。そのハイライトを今号と次号で報告したい。最初に取り上げるのは、「核兵器の人道的側面に関する共同声明」である。1年前の「準備委員会」で最初に発表され、核兵器を巡る議論に新しい局面をもたらした、今回で3回目となる同主題の「共同声明」の賛同国は80か国に拡大した。これは、今後の前進のための大きな手がかりである。しかし日本はこの声明に賛同しなかった。「日本をとりまく安全保障環境と整合しない」というのがその理由である。

核兵器使用の絶対禁止を訴える

「共同声明」

4月24日の「一般討論」において南アフリカ代表によって発表された「共同声明」の全訳を2ページの資料1に示す。賛同国は、発表文書に名を連ねたのは74か国(国連オブザーバーのバチカンを含む)であったが、その後6か国が加わり、80か国となった。

「共同声明」は、今年3月にオスロで開催された会議(128か国・3機関が参加。本誌419-20号参照)が「核兵器爆発のもたらす影響についての事実情報を基盤とする議論のプラットフォームを提供した」として、核兵器の非人道的側面への関心の高まりに歓迎の意を表した上で、次のように訴えた。「核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています。」「核兵器爆発の壊滅的影響は(略)十分な対応を行うことは不可能です。すべての努力はこの脅威を取り除くことに割かれなければなりません。核兵器が二度とふたたび使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃棄することです。」

この主題に関する共同声明はこれで3回目になる。「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」と題されて最初に発表されたのは1年前の12年5月2日、NPT再検討準備委員会の会期中であった。この時の賛同国は16か国(バチカンを含む)であった。国連総会第1委員会の会期に合わせて、同タイトルでほぼ同じ文面で発表された2回目の賛同国は34か国(同)に増加した。今回はタイトルを「核兵器の人道的影響に関する共同

今号の内容

日本、またもや「人道的影響」共同声明に不参加

<資料>共同声明/日本の不参加理由

【資料】NPT10年行動計画の履行状況

(リーチング・クリティカル・ウィル)

北朝鮮が「核兵器国地位」を法制化

<資料>最高人民会議布告

米核兵器関連、14会計年も増額要求

日米、沖縄6基地統合計画に合意

<図説>統合・返還計画

【連載】被爆地の一角から(72)

『徴兵制復活』を恐れる」土山秀夫

声明」に変更し、文案を大幅にリニューアルして発表された。ここには「事実情報を基盤とする議論」に限定して、「核軍縮」という実践的要求との間に一定のクッションを置いたオスロ会議の成果を踏まえて、さらなる支持の拡大を狙った起草国の配慮があったと思われる。

この共同声明に対して、多くの国が準備委員会の討論の中で賛同を表明した。オーストリアは、4月24日の「一般討論」において、今後の核軍縮のための強い意欲を表明した上で、次のように述べた。「この文脈において、オーストリアは核兵器をめぐる議論は根本的に変革されなければならないと考えます。我々は、冷戦時代の敵対関係と脅威認識に基づく時代遅れの軍事安全保障概念に支配された議論から脱却して、はじめて核兵器のもたらす挑戦を制御できるのです。」

日本を含む「不賛同国」の傾向

賛同国の一覧を見て気がつくのは次の傾向だ。核軍縮推進派の中堅国家グループ・新アジェンダ連合(NAC。ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカの6

か国。スウェーデンは保守政権の意向で最近脱退)はすべて賛同している。その一方でNPT核兵器国(P5)の名は見られない。北大西洋条約機構(NATO)加盟28か国のうち名を連ねているのはデンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国に過ぎない。オーストラリア、韓国もない。そして、私たちが何よりも失望させるのは、唯一被爆体験を持つ日本が1、2回目に続いて今回も賛同しなかったことだ。

4月25日の演説(3ページ・資料2)において日本は、「核兵器の人的影響に関する基本的な訴えに賛同する」としつつ、「日本をとりまく安全保障環境を念頭に置きながら」、声明の性格とそれとの整合性を慎重かつ真摯に検討し、声明の修正をめぐる協議を行ったが、相互に納得できる結果は生み出せなかったことから賛同を見送った、と説明した。「日本をとりまく安全保障環境」が、北朝鮮の核・ミサイルの脅威や核大国・中国の存在を意味しているのは明らかであろう。そしてさらにそれらの「脅威」に対処するためには、米国の核の傘に依存せざるを得ず、その核の傘とは「場合によっては核兵器を使用する」ことを前提に成り立っていることを考えれ

【資料1】2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議第2回準備委員会核兵器の人的影響に関する共同声明

アブドゥル・ミンティ在ジュネーブ国際連合南アフリカ政府常駐代表

2013年4月24日

議長、

私は、核不拡散条約(NPT)加盟国であるところのアルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベラルーシ、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カンボジア、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、キューバ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、グルジア、グレナダ、グアテマラ、バチカン、ホンジュラス、アイスランド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マレーシア、モルジブ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、セルビア、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、

トンガ、トリニダードトバゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、イエメン、ザンビア、そして我が国南アフリカを代表し、発言しています。

私たちは、核兵器使用のもたらす壊滅的な人的結果について深く懸念しています。このことは、核兵器が最初に開発されて以来認知され、さまざまな国連決議ならびに多国間条約に反映されてきた一方で、長年にわたって核軍縮及び核不拡散の協議の中心に据えられることはありませんでした。それはまさにNPTの存在理由であり、NPTがそのなかで「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であること」と警告を発しているにもかかわらず、この問題は核兵器をめぐる言説のなかで一貫して黙殺されてきました。

しかし、核兵器の実際の使用ならびに実験は、これらの兵器の持つ甚大かつ制御不能な破壊力、そしてその無差別性をもたらす受け入れがたい惨害を十分に示しています。核兵器爆発のもたらす影響は国境で食い止められず、よってこれは誰しもにとっての重大な懸念事項です。爆発による即死や破壊のみならず、それは社会経済的な発

展を阻害し、環境を破壊し、次世代から彼らの健康、食料、水、その他死活的なリソースを奪うものとなります。

近年、核兵器のもたらす人的影響は、核軍縮・核不拡散をめぐるすべての協議の中心に据えられるべき根源的かつグローバルな懸念としてますます認知されています。この問題はいまやグローバル・アジェンダにしっかりと位置付けられています。2010年のNPT再検討会議は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人的結果をもたらすことに深い懸念」を表明しました。同様に、国際赤十字及び赤新月社運動代表者会議の2011年決議は、核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛と、国際人道法との関係を強調しました。

2013年3月にオスロで開催された核兵器の人的影響に関する会議は、核兵器爆発のもたらす影響についての事実情報を基盤とする議論のプラットフォームを提供しました。会議における広範な参加は、一発の爆発のもたらす壊滅的影響が誰しもにとっての懸念事項であり、関係しているという認識を反映しています。専門家及び国際機関が発した主たるメッセージは、いかなる国家あるいは国際機関であっても、核兵器爆発がもたらす短期的な人道上的危機に対処しえず、被害を受けた人々に十分な支援を提供

ば「いかなる状況下においても、使用されないこと」の死活的重要性を訴える共同声明に賛同するわけにはゆかない、というのが日本の論理であろう。しかし、これこそがオーストリアの言う「時代遅れの軍事安全保障概念に支配」されていることに他ならない。「人道的影響」への賛同と「場合によっては核を使用する政策」の間にはいかなる「整合性」があるのか、私たちは日本政府に厳しく質さねばならない。

一方、この日本の論理は、他の「核兵器依存国」にも共通したものと思われる。その意味で、この演説は不賛同国の多くを代表した意見表明であったといえよう。日本は同じ演説の中で、将来は「同じテーマの声明に対し賛同する可能性を真剣に検討したい」と述べた。だが、今できないことが将来可能となる保証はどこにもない。問題は、自らの行動を律する「考え方」と状況を変える「意志」にこそあるのだ。

拡大した賛同の一方で、「共同声明」は厳しい現実に直面せざるを得ない。賛同国80か国は国連加盟国193か国の過半数に及ばないことがその一つである。しかも、反対勢力の中にはP5や

日本を含む核兵器依存国がある。「非人道性・軍縮イニシアティブ」とも呼ぶべきこの潮流が、今秋の国連総会に向けてどのような戦略を持って臨むのかが注目される。当面は慎重に「事実情報を基盤とする議論のプラットフォーム」(共同声明)としての拡大を目指すのであろうか。

他人事のように言うのは止そう。私たち日本市民が日本政府の思考と政策をどのようにして変えて行けるのか。そのことこそが今問われているのだ。(田巻一彦)㉓

附記:

- ①「準備委員会」の議論については、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の「RECNA NPTブログ」に詳しい。サーチエンジンで“RECNA”と入力。
- ②また、本号4～6ページには、国際NGO「リーディング・クリティカル・ウィル」が作成した、10年再検討会議での合意に関する「NPT行動計画モニタリング・レポート <行動計画の履行状況—現在までの進捗>」の抜粋訳を掲載した。あわせて参照していただきたい。

できないというものです。この問題に対する理解を広め、深めるためのフォローアップ会議を開催するとメキシコの発表と、核兵器の人道的影響の問題を取り上げることへの国際社会の決意を私たちは心より歓迎します。

核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています。核兵器爆発の壊滅的影響は、それが偶発的であれ、計算違いによってであれ、あるいは計画的であれ、十分な対応を行うことは不可能です。すべての努力はこの脅威を取り除くことに割かれなければなりません。核兵器が二度とふたたび使用されないことを保証する唯一の方法は、それらを全面廃棄することです。NPTの目的を満たし、その普遍性を達成することを通じたものを含め、核兵器の使用を防止し、それらの垂直的・水平的拡散を防止し、核軍縮を達成することはすべての加盟国に課された共通の責務です。よって2010年行動計画ならびにNPTの目標達成をめざした過去の成果の完全な履行がこれ以上先延ばしされることがあってはなりません。

核兵器の人道的影響の問題を取り上げることにはまったくの妥当性があります。NPTの基礎を支える要素の一つとして、今回及び今後の再検討サイ

クルにおいて、人道的結果が私たちの作業や行動を特徴づけるものとなるのがきわめて重要です。

これは政府に対してのみならず、この相互関連した世界において一人一人、すべての市民に影響を与える問題です。政府がその責務を果たすと同時に、市民社会は、政府と連携しながら核兵器の壊滅的な人道的結果についての意識を啓発するという死活的役割を担います。核兵器が呈する脅威を取り除くために協働するという責務を、私たちは次世代に対して負っているのです。

ご清聴有難うございました。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))

【資料2】天野万利軍縮大使の演説
(抜粋訳)
クラスター I 核軍縮
2013年4月25日

(前略)
日本は共同声明の内容について、慎重かつ真摯に検討を行いました。

原子爆弾の惨禍を知る唯一の国として、日本は核兵器使用がもたらす人道

的影響についての懸念を共有しています。核兵器使用がもたらす短期的被害、さらには耐え難い社会経済的、世代を超えた損失について、共同声明が言及しておりました諸点を含めまして、日本は核兵器の人道的影響に関する基本的な訴えに賛同いたします。

しかし他方、日本をとりまく安全保障環境を念頭に置きながら、私たちは声明の性格とそれとの整合性を慎重かつ真摯に検討し、声明の修正をめぐる協議を行いました。残念ながら、相互に納得できる結果は生み出せず、日本は声明への賛同を見送ることいたしました。しかし、日本は将来、同じテーマの声明に対し賛同する可能性を真剣に検討したいと考えております。

日本は、他のいかなる国よりも、核兵器使用の非人道的結果を理解しております。私たちは今後も、世界に対し、また、将来の世代に対し、核兵器使用のもたらす惨禍の実相を伝えていくという重大な責務を果たしてゆく所存です。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))

「行動計画の履行状況—現在までの進捗」(冒頭部分抜粋)

2013年3月、ベアトリス・フィン、「リーチング・クリティカル・ウィル」
www.reachingcriticalwill.org/resources/publications-and-research/publications/5456-npt-action-plan-monitoring-reports

はじめに(略)

方法

本文書は、2010年NPT行動計画の2010年5月から2013年2月までの進捗状況を見るものである。64項目すべてについて、その実施状況に関する事実に基づく明確な情報を読者に提供するとともに、2015年までに達成すべき残された課題の概要を示すことをねらいとしている。調査は、公開情報を見直すことによって行われた。関連する事実の全面的な技術的調査ではないが、加盟国によるNPT行動計画の遵守状況を概観し、2010年5以降の最も重要な進展を捉えようとする試みである。

この調査は、時間、公開情報、私たちの情報請求に対する加盟国の回答など、利用可能な資源が限られている中で行われた。行動計画は政治的文書であり、その表現は慎重に作成された妥協の産物であることに留意することが重要である。行動計画には、「奨励する」「推進する」「努力を継続する」など、意図的に用意されたあいまいな言質が含まれているので、進捗を測定数量化することが困難であった。さらに、NPTの解釈における食い違いが未解決なままこの行動計画にも残されており、(合意された)行動が具体的に要求する内容について大きな意見の不一致を招いている。そのような解釈についての法律上の分析を行うことは本プロジェクトの範疇ではなく、私たちは、評価を下すにあたって、事実と一般的な傾向に注意を集中した。

行動計画のモニタリングで直面した最も大きな課題の一つは、進捗を測定する明確な規準の不在であり、モニタリングを実施し次回の準備委員会及び再検討会議に組織だった方法で報告を行うための公式の制度的機構がないことであった。

実施状況を評価するため、私たちは**赤、黄、青の「交通信号」**を採用した。**赤信号**は、今日まで行動を実行に移すための具体的な進捗がまったくないことを示す。**黄信号**は、いくらかの努力の跡は認められるが、行動を完全に実行するにはさらなる進展が必要である

ことを示す。**青信号**は、加盟国が前進を示しており、現在行動を実行しつつあることを示す。

行動計画の履行

行動計画は、核軍縮、核不拡散、核エネルギーの平和利用の三つの部分に分かれている。この「柱」ごとに、各行動項目を検討した。

核軍縮

核軍縮に取り組む22項目の行動は、非核国や一般市民社会から最も熱い期待が寄せられてきた分野であるが、この分野の項目は最も深い失望をもたらすものであることが明らかになった。

このグループの行動項目については十分な進捗はなく、とりわけ、核軍縮に関する項目が当初から不十分だと感じていた非核国や市民団体にとって不満足なものである。2000年NPT再検討会議最終文書に基づき「13項目の実地的措置」作成以降の10年間ほとんど進展がなかったことを考えると、なおのことである。加盟国はその適切な履行を怠ってきたのである。

行動計画に含まれる項目の中にはきわめて具体的なものもある。包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に関する軍縮会議における交渉の開始などがそれである。しかしながら、あいまいな、異なる解釈の余地を残すものもあり、その(進捗の)評価は簡単ではない。行動5の場合が特にそうで、「あらゆる種類の核兵器の世界的貯蔵量の全体的削減に向けて前進する」ことを要請しているだけで、進捗を測る規準は何も示していない。このため、5つの核兵器国(NWS)が、具体的には何らの行動をとる必要に迫られることもなく、前進したと言明できることになっている。したがって、この最も重要な行動の進捗を測定できるようにするためには、NWSが2014年に十分な報告を行うことが必須である。

新戦略兵器削減条約に基づいて米国およびロシアが兵器の削減を継続していることや英国が一方的削減を発表したことは歓迎される。さらに、米国のオバマ政権が最近、さらなる削減に向け米国はロシアと協力するこ

とに関心があると発表したことはもう一つの前向きな兆候である。

だが、NWS5か国のうち3か国がささやかな軍縮に向けた動きを見せたとはいえ、軍縮全般の進捗は緩慢である。また、NWSのすべてが、核兵器と運搬システムの近代化に取り組んでおり、核兵器の役割を低減させる取組みは進展せず、警戒レベルの引き下げに向けた措置もまったくとられていない。したがって、このレポートの「交通信号」方式のモニタリングでいうと、核兵器廃絶に取り組むための22項目の行動のうち、11項目が**赤信号(進捗なし)**、6項目が**黄信号(限定的進展)**で、**青信号(前進)**はわずか5項目のみであった。

主な問題領域は、透明性と報告の不足、近代化プログラムの進行、CTBTの発効や軍縮会議におけるFMCT交渉及び消極的安全保証協議の開始などの具体的行動の欠如である。

報告

NWSの中には、保有核兵器の正確な数値や情報を共有することについて積極的に対応してきた国もあるが、情報をまったく開示してこなかった国もある。体系的で一貫性のあるレポートは行われていない。NWSの内部では、報告用の標準様式を検討してきたと報道されており、不拡散・軍縮イニシアティブ(NPDI)では、具体的な提言を用意することでこのプロセスを促進しようとしてきた。しかしながら、NPDI提案に関するNWSの公式コメントは提出されていないし、NWSからの提案もなされていない。この行動が実行されるためには、NWS間の報告の標準様式についての合意とその提示が必須である。

近代化

リーチング・クリティカル・ウィルの最近の研究「確証破壊の恒久化」によると、「規模は縮小されてはいるものの依然として世界を破壊する潜在力を有する核兵器が常態化しており、現状の世界的システムの政治的経済的構造の不可欠の要素として組み込まれている¹⁾。核兵器保有国全体では、今後の10年間で約10兆ドルを費やすものと予想される²⁾。このことは、NWS諸国は核兵器の完全廃棄ではなく、核兵器の保持をもって未来に備え

ようとしていることを示している。

特定の課題

CTBTの発効にとっては、NPT加盟国のうち、中国、エジプト、イラン、米国の4か国が決定的に重要である。これらの国のいずれも、CTBTを批准しておらず、この行動項目が実現されていない責任は主に、この4か国、なかでも2つのNWSにある。

FMCT交渉に関しては、軍縮会議における現在の行きづまりは、NPTに加盟していない某国によってもたらされている。しかしながら、NPTの全加盟国には、この膠着状態を打開する創造的方策を考案する責任がある。FMCTに関する政府専門家グループが最近承認されたことは前向き的一步であるが、2015年の次回NPT再検討会議が終わるまではその作業は完結しない。したがって、それまでは、この行動の履行に影響を及ぼすことはないであろう。

核不拡散(略)

核エネルギーの平和利用(略)

最終文書全体としての履行状況

行動計画には64の具体的項目が含まれているが、2010年の再検討会議に基づく最終文書全体を視野に入れた読み方が必要である。行動計画には含まれていないが、最終文書には他の重要な合意事項が含まれている。その最も顕著なものは、中東における非大量破壊兵器(WMD)地帯の設立に関する会議を開催する決定と「これらの兵器が使用される危険性によってもたらされる人道の危機の継続及び核兵器使用の結果もたらされるであろう人道上の極限的な影響に対する深い懸念」の表明である。

この2つの事項は、2010年再検討会議以来、核兵器協議の中心的位置を占めてきたし、2015年再検討会議まで、引き続き協議の中心となるだろう。

中東

12月に予定されていた、中東におけるWMD非武装地帯の創出をめざす会議は延期された。会議の時期とその延期理由について、主催国は別々の声明を発表した。

米国が11月27日に発表した声明では、国務省は「できるだけ早期に」この会議の開催を望むとしたが、そのタイミングが延期の理由ではなかった。英国、ロシア連邦、及び国連も声明を発表したが、三者は2013年に会議を開催することを要請した。

中東に関する会議は、2010年の合

意パッケージの中の主要な要素であり、合意の履行にとっての最大の課題の一つである。この問題は、ジュネーブで開かれる2013年NPT準備委員会の会期を通じて主要テーマとなることは間違いない。

中東における非WMD地帯について協議する会議の開催に関する合意は、これが1995年以来の約束であることを考慮するなら、ささやかにすぎる成果といえる。さらに、これがプロセスの出発点となる、あるいは近い将来の非WMD地帯の創設につながるという保証はない。しかしながら同会議の開催には、特に、そのような地帯を追求する道において一貫してNPTの普遍化が優先されることを条件として、NPTの無期限延長を受け入れた当該地域の諸国にとって、大きな象徴的意味がある。

核軍縮について見られるように、諸条件と外的状況が約束不履行と以前の決定を完全に履行しない言い訳とされている。

最終文書で定められたとおりに2012年にこの会議を開催できなかったのは深刻な挫折ではあるが、近い将来に会議をまったく開催しない場合は、この問題にかかわる主要な加盟国、特に共催国のロシア連邦、米国、英国が行った誓約に対する重大な疑義を招くだろう。

人道的影響

2010年最終文書の第2の重要な進展は、核兵器の使用が人道に及ぼす影響への言及である。文書は、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念」を表明し、「すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を」再確認した。

これに続いて、16か国の政府が2012年NPT準備委員会で、また35か国の政府が2012年国連総会第一委員会の会議の場で、共同声明を発表し、核兵器が人道にもたらす極限的影響を強調して、すべての国に対してこれらの兵器の廃絶に向けた取組みを強化するよう要請した。その他多くの国が、国ごとあるいはグループごとにこの問題に言及した。さらに、赤十字・赤新月運動が2011年にこの問題に関して決議を採択し、その中で、同運動は「2. 核兵器のいかなる使用も、国際人道法の、とりわけ区別性、予防措置及び均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断する。」と述べて、諸国に対して核兵器の廃絶を要請した。

ノルウェイ政府が2013年3月4~5

日に開催した人道的影響に関する会議には、127か国の政府、数多くの国際機関、市民団体の代表が出席した。核兵器国5か国は出席しなかった。議長総括には、核兵器の爆発による影響に関する懸念が世界的に増大していることが反映され、これが全人類的な根本的重要問題であることを認めるものとなった。

安保理常任理事国5か国は、人道的影響に関するオスロ・イニシアティブを既存の計画からの「逸脱」あるいはそれを阻害するものとして集団的に無視したようであるが、現実には、オスロ会議は、ここ何年もの間に核兵器に関して政府間レベルで開催された最も有効な会合であることが明らかになった。

同会議は、対立を深めるのではなく、核兵器の使用が人々の健康、環境、経済、インフラストラクチャなどに受容しがたい害を及ぼすこと、そのような極限状況に対してはいかなる国家的対応や国際的対応も十分なものとはなり得ないこと、また、この人類的・全地球的な生存に対する根本的脅威に対しては予防措置を通じて対処すべきことを127か国の政府に一致して認識せしめた。

核兵器による人道的影響を巡る取組みの継続は、世界中の核兵器への諸国の依存を低減する上で説得力ある方法である。そのようにして、人間、環境、経済、開発などに対する許容できない影響を強調しつつ、核兵器の保有及び使用を非合法化していく。国際的な協議に新しく斬新な視点が加わることで、武器の規制や削減に関する多くの取組みが行き詰ってきたところから前進できる。

いかなる定義によっても、核兵器は人道に反するものと分類されるであろう。したがって、人道的影響に最近このように注意が集中したことは、核兵器を保持する根拠に挑み、核拡散へのあらゆる誘因を掘り崩す。人道的影響についての前進は、したがって、NPTを強化するものに他ならず、この条約に含まれる軍縮と核不拡散に関する中核的規定の完全履行に貢献する大きな可能性を秘めている。

結論

この間一貫して、NPT加盟国、中でもNWSは、いかなる具体的決定に対しても限定的な関心あるいは実行能力しか示してこなかった。中東に関する1995年の決議はまだ不履行のままであり、2000年の会議に基づく13のステップも履行されていない。2010年行動計画の完全履行への見直し

は、次回再検討会議まであと2年しか残っていないこの時点ではそれほど明らかなとは思われない。

より多くの努力が必要であり、非WMD地帯に関する2012年の会議の開催が不発に終わったような挫折は、64項目のすべてを履行するために必要な努力を阻害するばかりだろう。

これまでの最も建設的な進展は、多くの加盟国が核兵器の人道的影響についての最終文書の懸念に則って行ってきた取組みである。

NPT加盟国のすべてが、NWS5か国も含めて、核兵器が使用された場合に人道に及ぼすであろう極限的な影響を認知したが、核兵器国は、問題の協議を進めるためのオスロ会議には参加しなかった。このことは、それら核

兵器国が、核兵器が及ぼす非人道的影響に対する責任を取ろうとしていないことを示している。しかしながら、人道的文脈は今後も維持されるのであり、十分に前向きなことに、他の127か国はこの作業を前進させてオスロで会合を開き、核兵器の影響を証拠立てる論議を行ったのである。

このような進歩的な動きによって、核兵器を巡る議論の枠組みが再構築され、行動計画に関する事項も含めて、軍縮と核不拡散に向けた具体的措置についての前進が促されるだろう。行動計画の履行を促進するため、また同時にNPTの主要な規定を履行させるため、協議を継続し、人道に対する影響に注意を集中し続けることを奨励する必要がある。

2015年までにNPT行動計画を完全に履行させるためには、特に軍縮分野での行動については、まだ多くの課題が残っている。わずか2年を残すのみとなった今、人道に及ぼす影響と核兵器の非合法化をめざす一層の努力に注意を集中することは、すべての国がNPT第6条を履行し、それによって核兵器のない世界に向かって実際に前進を達成する具体的な道筋である。

(訳:向井真澄、ピースデポ)

原注

- 1 レイ・アチソン、「確証破壊の恒久化－世界の核兵器近代化(リーチング・クリティカル・ウィル、2012年)、<要旨>10頁
- 2 ブルース・ブレア、「世界の核関連支出は10年で1兆ドル超に」11年6月4日、「タイム」

北朝鮮、「核兵器国地位」を法制化

—その意味するところは何か

4月1日、北朝鮮(DPRK)の唯一の立法機関である「最高人民会議」において、「核兵器国地位確立法」が採択、公布された。このことを報じた「朝鮮中央通信(KCNA)」の記事の全訳を資料に示す。

同法は、自らを「本格的な核兵器国」と呼んだ上で、核兵器は「米国の敵視政策と核脅威に対処してやむを得ず保有することになった正当な防衛手段」であり(1)、その任務には「侵略の本拠地に対するせん滅的な報復打撃を加えること」(2)も含まれるとしている。また、同法は、「先行不使用」(4)と並んで、侵略に加担しないかぎり「非核兵器国に対しては核の使用も威嚇も行わない」という条件付の「消極的安全保証」の方針(5)を明らかにした。さらに同法には核兵器の安全確保、保安、拡散防止対策なども盛り込まれている(6,7)。その一方で「究極的に核兵器のない世界を建設する」として、核軍縮の国際的努力への支持(9)も表明されている。また関係諸機関に対して同法の履行のための「綿密な実際の諸措置」を講じることも義務づけられた(10)。

既存の核保有国のドクトリン・政策をコピーしたかのようなこの法律制定の意図に対しては、2つの見方ができよう。1つは、①従来の「瀬戸際外交」エスカレーションの一局面として、従来の主張に「法制化」という切っ先を付与したとという見方である。もう1つの見方は、②核保有・増強路線を政治指導部、官僚機構のすべてを拘束する「法」としたことによって、「本格的な核兵器国」の道を進むことがDPRKの後戻りのできない路線となった、というものだ。

DPRKの国力や核開発プログラムの現状を冷静に考えれば、実相は①に近いのではないかと考えられる。3月31日の朝鮮労働党中央委員会で、金正恩議長は「先軍朝鮮の核兵器は、米国からドルを引き出すための商品ではない」と述べた(3月31日「KCNA」)。この発言と合わせて、今回の『法制化』は、対等な立場を誇示しながら対米交渉に臨む姿勢を国内外に示すことを意図したものであろう。

引き続き冷静な目でDPRKの動向を注視してゆきたい。(田巻一彦)M

【資料】核兵器国地位確立法 を採択 2013年4月1日「朝鮮中央通信」

【ピョンヤン、4月1日発】

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)で、自衛のために核兵器国の地位を確立する法律が採択された。これに関

するDPRK最高人民会議の布告が1日に公布された。布告は次のように述べた。

DPRKは、いかなる侵略勢力の軍隊をも一撃のもとに撃退し、社会主義体制を断固として防衛し、人民の幸福な生活を確固として保証する能力を

持った本格的な核兵器国である。

自主的かつ正当な核戦力を保有することにより、DPRKは、外部勢力によるあらゆる侵略と干渉という受難の歴史に永遠に終止符を打ち、誰もが侵すことができないチュチェ(主体)社会主義国家となることができた。

DPRK最高人民会議は、核兵器国地位を確立するために次とおり決定する。

1. DPRKの核兵器は、増大し続ける米国の敵視政策と核脅威に対処してやむを得ず保有することになった正当な防衛手段である。

2. それら核兵器は、世界が非核化されるまでの間、DPRKに対する侵略と攻撃を抑止、撃退し、侵略の本拠地に対するせん滅的な報復打撃を加えることを任務とする。

3. DPRKは、敵対国の軍による侵略と攻撃の危険の重大性の増加に対抗するため、核抑止力と核報復打撃力を質的・量的に増強するための実際的諸措置を講じるものとする。

4. DPRKの核兵器は、敵対的な核兵器国による侵略及び攻撃を撃退し、報復的打撃を加えるとする朝鮮人民軍最高司令官の最終的命令によるのみ使用することができる。

5. DPRKは、敵対的な核兵器国による侵略や攻撃行為に加担しない限り、非核兵器国に対して核兵器の使用もしくは核兵器による威嚇を行わないものとする。

6. DPRKは、核兵器の保安及び管理、核実験の安定性に関連する諸規則を厳格に順守するものとする。

7. DPRKは、核兵器及び関連技術並びに兵器級核物質の不法流出を防止するための、保安及び管理の機構と体制を確立するものとする。

8. DPRKは、敵対的な核兵器国との敵対関係の改善に応じて、相互尊重と平等の原則に基き、核拡散防止と核物質の安全管理のための国際的な努力に協力するものとする。

9. DPRKは、核戦争の危険を解消し、究極的に核兵器のない世界を建設するためにたたかい、核軍備競争に反対し、核軍縮のための国際的な努力を積極的に支持するものとする。

10. 関係諸機関は、この布告を履行するための綿密な実際の諸措置を講じるものとする。

(訳:ピースデポ。原文は英語版)

米政府、核兵器関連予算を 14会計年も増額要求

根底に新START批准時の「取り引き」

緊縮予算の中でも続く特別扱い

4月10日、オバマ政権は、通常より約2か月遅れて2014会計年予算案を提出した。12年末から年始にかけて、「ブッシュ減税」と呼ばれる時限的な所得減税の失効と2011年予算管理法に基づく歳出の強制削減が重なり、景気の急激な悪化が懸念された。このいわゆる「財政の崖」への対処方針に関する議会審議が長引いたことによるものである。

米国の核兵器予算は、国防総省(DOD)とエネルギー省(DOE)の両方にまたがっている。前者は、弾道ミサイルなど戦略核兵器システムや兵器開発など日常的な作戦運用等に関わるものであり、後者は保有核兵器の維持・管理、解体等に関わる予算である。本稿では、核抑止能力の信頼性を維持するため、備蓄核兵器の維持管理を主な任務とするエネルギー省(DOE)国家核安全保障管理局(NNSA)予算に焦点を当てる。

NNSA予算¹は、対前年度比1.6%増の総額117億ドルが計上された。予算は大きく4区分²されるが、2013年の要求額、及び議会による承認額、そして14年要求額を比較したのが**右上の表**である。13年要求はほぼ満額に近く承認された(NNSA全体で0.6%減)。

14年要求では業務の中心である核兵器活動予算には全体の3分の2にあたる78.7億ドルが当

【表】国家核安全保障管理局(NNSA)の予算

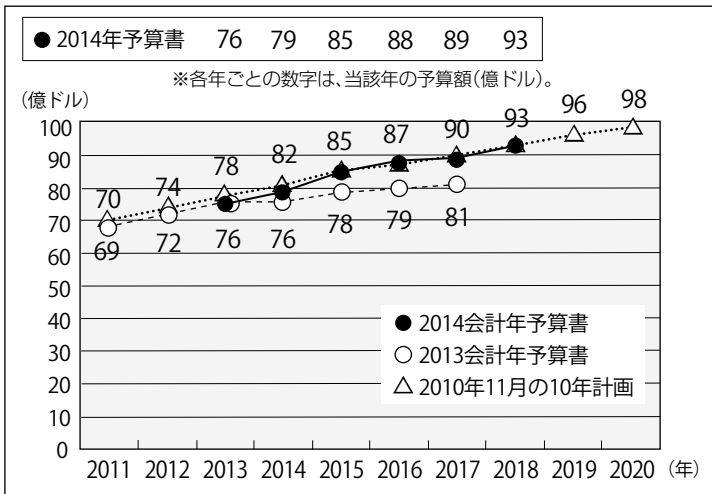
項目	2013年		2014年 要求	対前年比 (13FY承認額との比)
	要求	承認		
核兵器活動	75.77	75.57	78.68	+ 4.1
防衛核不拡散	24.59	24.10	21.40	- 11.2
海軍原子炉	10.89	10.87	12.46	+14.7
管理部門	4.11	4.13	3.98	-3.6
合計	115.36	114.66	116.52	+ 1.6

単位:億ドル 単位:%

てられ、対前年比4.1%増である。国全体の財政逼迫により、他の多くの機関の予算削減が進む中、NNSAの核兵器活動(備蓄核兵器の維持・管理に関わる事業)予算の継続的増加は異例である。

14会計年予算書で示された「5年計画」によれば、2018年までに核兵器活動を92.9億ドルにし、現在より18%増やす計画である。核兵器活動関係の中期的予算計画を図に示した。14会計年の「5年計画」を、新START批准案と同時に、10年5月に政府が議会に提出し、10年11月にアップデートされた「1251報告書」に記載された「10年計画」、及び13会計年予算書で示された「5年計画」と対比して示した。「1251報告書」とは、10会計年「国防認可法」第1251節が、①備蓄核兵器の安全、安心、信頼性の確保、②核兵器複合体の近代化、③核兵器運搬手段の維持、及びそのための今後10年間

【図】備蓄核兵器管理関係予算計画(11-20会計年)



原文のデータをもとにピースデポ作成。

にわたり必要な予算に関する報告を議会に行うよう義務付けたことに基づくものである³。10年の報告において、政府は2011年から「10年間に核兵器複合体の持続と近代化のために800億ドルを支出する」と明記した。さらに11年12月の上院の「新START承認決議」は、10年「1251報告」が示した予算規模を「最低水準」とすることが承認の条件とした。13会計年予算書では、若干下方修正されたものの、14会計年予算書では、「1251報告」とほぼ同じ増加率が復活し、しかも新STARTが終了する2017年を越えての予算増が想定されている。

依然続く寿命延長計画(LEP)予算増

NNSAの核兵器活動でとりわけ著しい増額要求がされているのは備蓄核兵器維持管理(SSMP)活動(公式には「指令管理業務」(DSW)と呼ばれる)である。これは、核兵器の維持、監査、改修、信頼性評価、兵器解体・廃棄、研究・開発、認証など広範な活動を通して備蓄核兵器の維持管理を行う業務である。DSWの14会計年予算は24.3億ドル(対前年比15.0%増)である。

増額の大部分は、様々な弾頭の寿命延長計画(LEP)が占めている。LEPとは、老朽化した核兵器の非核部品を交換することで退役寿命を延長させる計画で、弾頭の装甲・信管・起爆装置の開発も含まれる。14年予算では、フェーズ6.3の開発段階にあるB61-12弾頭(爆撃機搭載用)LEP⁴に5.37億ドル(対前年比46%増)を見込んでいる。W76弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)LEPも前年比18.9%増の23.5億ドルである。更に空軍のW78弾頭(ICBM「ミニットマン」用)と海軍のW88弾頭(潜水艦発射弾道ミサイル用)の相互運用をめざすW78/88-1弾頭LEPのフィージビリティスタディ0.7億ドルもある。これらにおいては、弾頭タイプの末尾に付与された枝番号に示される

ように、核兵器の著しい変更を意味する「改造」(modification)が含まれ、改造という名の新型核兵器の生産が意図されている可能性もある⁵。

13年までもう一つの重点増額要求の対象であった技術基盤・施設即応性維持(RTBF)活動は14年から費目がなくなった。この活動は、NNSAが管轄する3つの核兵器研究所、4つの核兵器製造工場及びネバダ核実験場における施設整備と研究開発を中心とするものである。14年では、政府業績成果法(GPRA)⁶に基づいて、RTBF予算を、新しく費目設定された「核兵器プログラム」に7.4億ドル、従来からの「施設管理」(複合体施設のインフラ整備など)に17.1億ドルずつ振り分ける再編が行われている。合計すると24.5億ドルで対前年比10.5%増である。

これまでRTBFの中心にはY12国家安全保障複合体のウラニウム処理施設(UPF)計画とロスアラモス国立研究所の化学・冶金研究更新核施設(CMRR-NF)計画があった。前者は高濃縮ウランを、後者はプルトニウムを扱い、核物質の化学特性の研究を含め相互に補完しあう関係にある。13年要求でNNSAは、UPFに3.4億ドルと12会計年の1.6億ドルを倍増させ建設を加速したが、CMRR-NFについては、市民と自治体の批判により少なくとも5年延伸し、予算措置を取りやめた。UPFとCMRR-NFは10年の「核態勢の見直し」(NPR)において施設名を特記して資金増が必要とされた計画であるが、その一角が崩れたことになる。14年は、新規の「核兵器プログラム」において、UPFには昨年レベルの3.26億ドルという高額を要求している。また「プルトニウム金属加工」なる新規テーマに0.3億ドルをつけ、プルトニウムピット30個/年の製造能力を可能とするプルトニウム金属の在庫を確立し、CMRR-NF建設延期のリスクを軽減する措置を取っている。

NNSAの14会計年予算は、依然として10年の新START批准時になされた保守派との「取り引き」の影響の下にある。オバマ政権は2期目に入り、核兵器の大幅削減を模索している⁷が、その前途は多難というべきだろう。(湯浅一郎)M

注

- 1 NNSA予算要求書。www.cfo.doe.gov/budget/14budget/content/volume1.pdf
- 2 本誌第405号(2012年8月1日)。
- 3 本誌第358-9号(2010年9月1日)。
- 4 NNSA14会計年予算解説。http://nnsa.energy.gov/aboutus/budget
- 5 本誌第385-6号(2011年10月15日)。
- 6 連邦政府のマネージメント改革の柱として、1993年に成立した法律。各連邦政府機関に戦略計画の作成と年次の報告、検証を義務付けるもの。
- 7 本誌第419-20号(2013年3月15日)。

日米政府、嘉手納より南の6基地の統合計画で合意

—「普天間基地の危険性」恒久化をもたらし「時間稼ぎ」

「普天間固定化」をもたらし合意

4月5日、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意した¹。日米は昨年4月27日に行われた日米安全保障協議会(2+2)において、在日米軍再編のための06年「ロードマップ」の計画を調整し、嘉手納基地より南にある米軍基地6施設が以下の三つの区分で返還可能となることを確認した。

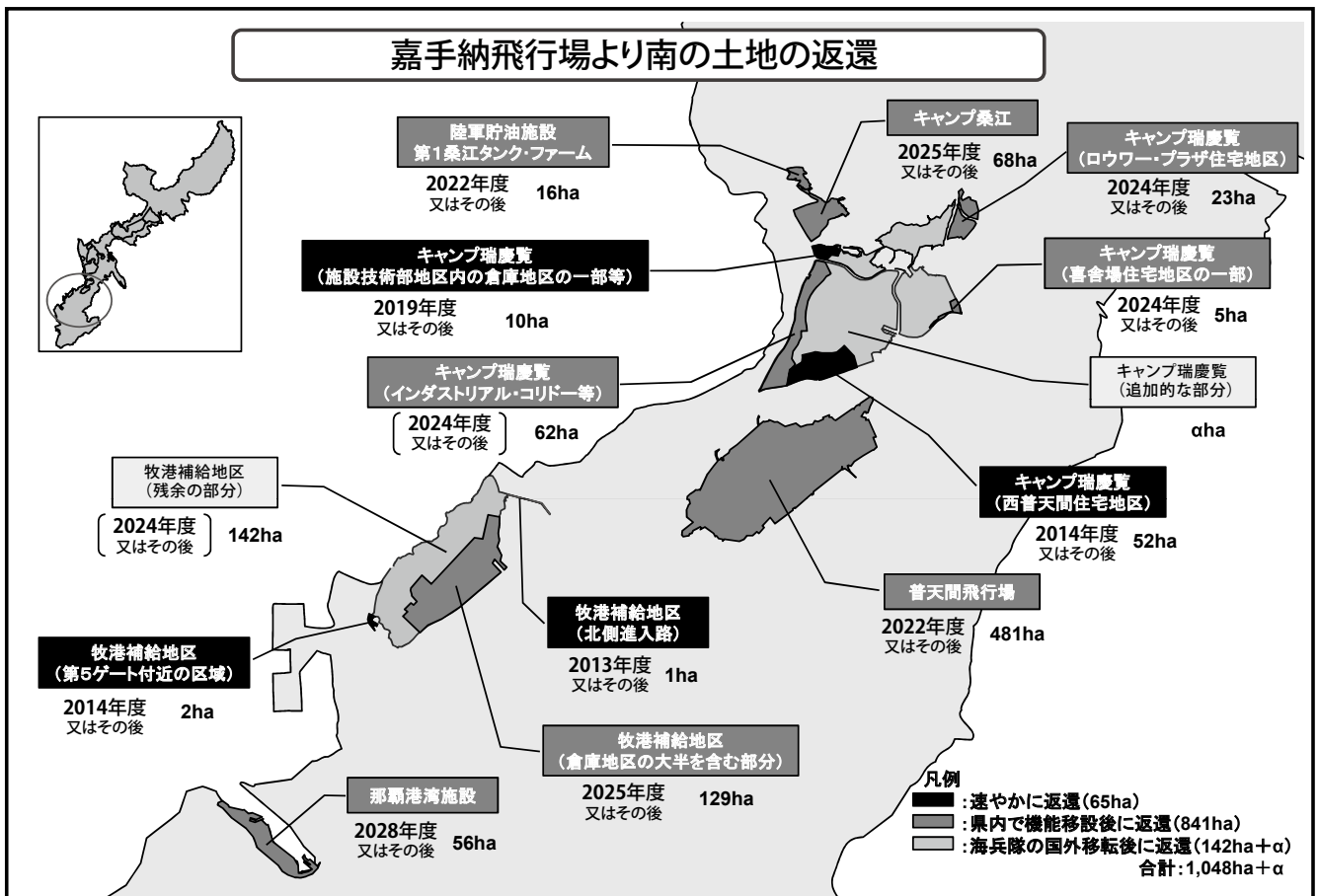
- 1) 必要な手続きの完了後に速やかに返還可能となる区域
- 2) 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域
- 3) 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

今回の合意は、この区分に基づいてそれぞれの施設・区域の返還時期と「返還・移設手順」を示したものである(合意の内容を示した地図を下記に示す)。日本政府はこれをもって沖縄の「基

地負担の軽減」が具体的に進展したとアピールしているが、今回の合意はむしろ普天間基地を固定化し、「沖縄の負担軽減と普天間の危険性の除去」を先送りするものである。

まず、すべての返還時期には「又はその後」という文言が付随しており、代替施設の確保やグアムやハワイなどへの米海兵隊の国外移転の進捗状況次第では遅延する可能性があることがあらかじめ示されている。内訳を見ても、「速やかに返還」とされた区域(上記1の区域)は、全体の割にも満たないわずか65haであり、大半は沖縄県内で代替施設を確保することが返還条件となっていることに変わりはない。

普天間飛行場の返還時期は、名護市辺野古への移設を前提に「2022年度又はその後」とされた。向こう10年かそれ以上にわたって普天間飛行場を米軍に提供し続けるということであり、日米両政府が普天間の即時閉鎖・撤去と県外・国外移設を求める沖縄の声を無視して「県内移設」



*首相官邸HP公表の地図を元に作成。

という前提に固執する限り、半永久的な普天間基地の固定化につながりかねない。

普天間代替施設(FRF)に 懸念示す米上院委

前述した昨年4月の「2+2」では、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及び嘉手納基地より南の土地の返還の双方が、普天間飛行場代替施設(FRF)建設に関する進展から切り離され、06年ロードマップ合意以来、日米両政府が固執してきた「パッケージ論」が公式に放棄された。この背景には、海兵隊のグアム移転計画の遅延があった。環境調査の遅れや国防総省による海兵隊施設やインフラ建設のためのマスタープランの未提出などを理由として、米上院は11、12会計年の二度にわたってグアム移転関連予算を全額削除した²。13会計年度予算案でも上院は全額削除したが、全額の計上を認めた下院との調整の結果、アンダーセン空軍基地の整備関連予算2600万ドルのみの計上が認められた。膨大な財政赤字の削減を迫られ軍事費削減の必要性が高まる中で、アジア太平洋全体の軍態勢を見直そうという議論が顕在化したことも、予算削除の決定を後押しした。当初、14年までとされていたグアム移転の完了は事実上不可能となり、11年6月の「2+2」で無期限延長が決定され、さらに昨年4月の「2+2」でパッケージの破綻を公式に認めざるを得なくなったのである。しかし、この見直しにおいても普天間基地の返還は辺野古に代替施設を建設するという条件は維持された。

だが、グアム移転費の削除にイニシアチブを發揮した米上院軍事委員会は、グアム移転計画や普天間代替施設の建設計画の実現性に依然として強い懸念を表明している。11年6月に発表された上院軍事委員会の報告書は、「普天間の機能の嘉手納への統合」を検討すべきであるとした。昨年4月の「2+2」の共同発表の際にも、直前に草案を提示された上院軍事委員会のカール・レビン委員長(民主)、ジョン・マケイン筆頭理事(共和)、ジム・ウェット委員(民主)の3議員は、パネッタ国防長官(当時)に送った書簡の中で「新たな基地建設を不要とする提案」が「熟慮」されるべきであると強調した。さらに、今回の合意直後の4月15日に発表された報告書³でも、上院軍事委員会は普天間代替施設計画の不確かさと財政的懸念を表明している。

この報告書は、普天間代替施設の建設計画について、「そのスケジュールが実現することを不確かにする重大な障害が存在する」と指摘する。そして、昨年末の防衛省による沖縄県への環境影響評価書の提出、今年3月の埋め立て申請の提出といった動きに触れた上で次のように述べ

た。「しかし、提案されているキャンプ・シュワブへの移転をめぐる論争が続いていることを考えれば、県知事がその申請を許可するまでのスケジュールは不確かである。実際、県知事は申請を却下する権限を持っている」。さらに11年6月の同委員会による報告書を引用して、「そのような巨大な事業は技術的には達成可能であるように見えるが、現実には、計画に対する強い地元の政治的、大衆的な反対とも合わさって、完成に要する費用と時間を考えれば、この計画が決して完了しないであろうことが明らかになる。もし仮に完了するとしても、これまでに提案された中でもっとも保守的な見積りよりもさらに多くの費用と時間がかかるだろう」と批判している。さらに報告書は、代替施設が不確かであるため、普天間基地の補修が不可欠であるとした上で、昨年4月の「2+2」は補修事業について日米が「相互に貢献する」ことを約束したが、費用負担の主要な部分は米国が負わなければならないだろうと予測し、懸念を表明している。

普天間基地の辺野古移設を前提とした現在の計画に現実性が乏しいという上院委員会の批判は、現状認識としての的を射ている。レビン委員長は4月25日、マスタープランの提出や米軍再編計画の詳細を国防総省が議会に提出されない限り、14会計年度予算でもグアム移転費を凍結する考えを表明した⁴。

日本政府は原点に帰れ

こうしたグアム移転計画の遅延も相まって、現実にはこう着状態が継続する他はない。今回の「統合計画」の合意は、この現実を取り繕って「負担軽減」に努力しているように見せかけながら、その実、普天間基地の固定化を容認するものでしかない。

米国にとっては、現状のこう着状態が続いても、地元の反対世論に直面すること以外に戦略的に失うものはない。「普天間の固定化」を既得権益として継続できれば、それでもよしと考えているであろう。本当に「沖縄の負担軽減」を具体化しようとするならば、日本政府は「普天間の危険性除去」という原点に立ち返って、県外・国外移設を求める沖縄の声を實現する対米交渉をこそ行うべきである。(吉田遼)^M

注

- 1 www.mofa.go.jp/mofaj/area/page4_000023.html
- 2 本誌第391-2号(12年1月15日)及び本誌第401-2号(12年6月15日)参照。
- 3 報告書は、米上院軍事委員会の以下のプレスリリースからリンク。
www.armed-services.senate.gov/press/releases/upload/RELEASE_SASCBasingReport_041713.pdf
- 4 沖縄タイムス、13年4月30日。

若者を再び戦場に送るな

憲法問題について若い人たちの関心がまだ薄いという。確かに招かれた講演会場の先々でも、目立つのは中高年の方々ばかりという体験も少なくなかった。若い人たちにとっては、憲法が自分たちの生活に直結しているとの実感に乏しいのと、改憲によってどういう弊害が生じるのか遠い先のこととして捉えているためであろう。

本来的に機能している憲法とはそういうものであっていいのかも知れない。国家の基本となるきまりは空気のようなもので、平和な日常生活の中では存在して当たり前となり、いちいちそれを自覚している訳ではないだろう。なぜならいったんそれがゆがめられたり、阻害されたりしてみても初めて存在のありがたみに気付かされる類いのものであるからだ。今が正にそういう時代に当たっている。安倍晋三氏という国士気取りの首相の再登場によって、国民が戦後68年にわたって築き上げてきた平和国家日本の在り様を、大きく曲げようとしているためだ。

戦争の何たるかを知らず、真の苦勞も味わったことのない世代が日本の大部分を占めている現状を見れば、若い人たちに危機意識が乏しいとしても無理はないだろう。安倍政権と自民党はその点に付け込み、北朝鮮や中国の脅威を奇貨として偏狭なナショナリズムを鼓吹し、煽って、「国防軍」の設置に賛同を得ようとしている。憲法9条の2項に代えて国防軍の設置と集団的自衛権の行使が可能になれば、当然のことながら米軍への戦闘協力として日本軍も一体化した行動を共にすることになる(もっとも「周辺事態法」に見られるように、米軍の主導に従属するのが実態であろう)。こうなれば過去に出された米国の「アーミテージ報告書」の要求にも応えたことになろうというものだ。

こうした改憲がもっと早期に実現されていたとしたら、アフガンやイラク戦争時には復興支援の非軍事協力などではなく、

恐らく戦場で銃を手にした日本の国防軍として、アフガンやイラクの人たちの殺害に手を貸していたに違いない。また戦闘が長期化した場合、志願制度による現在の自衛隊員数では足りなくなる可能性がある。人口が日本の約2倍弱の米国においてさえ、大がかりな戦争では予備役兵の動員がなされた。防衛省は平時であるにもかかわらず、06年位から少子化に伴う自衛隊志願者数の減少を防ぐために、より積極的なPR活動を行う必要があるとの方針を打ち出している。しかし日本の人口統計予測によれば、今後は人口減少に歯止めがかからず、遠くない将来には1億人を割り込むことが予知されている。その点を裏付けるデータとして、総務省は今年4月1日現在、15歳未満の子どもの推計人口が82年から32年連続の減少を示し、人口と子どもの割合とも50年以降で最低を更新したと報じたことは注目に値する。

他方、米国といえば第二次大戦以降、小さいものも含めればほとんど毎年のように地域紛争ないし戦争に介入している。規模の大きな場合には多国籍軍や有志連合の形で他国に軍支援を要請してもきた。日本が9条を改憲して国防軍による集団的自衛権の行使が可能となれば、そうした支援要請を拒否することは先ずあり得ない。だとすれば行き着く先はいうまでもあるまい。「徴兵制」の復活は決して絵空事ではないのだ。自分たちは安全地帯に居ながら、若者たちにそうした役割を押しつけることを、改憲派の政治家連中なら平気でやりかねないだろう。若い人たちに知ってもらいたいのはこの点なのだ。憲法が古くなってきたからだとか、米国に押しつけられたものだから、などといった軽い気持ちで本当に改憲に賛成しているのか、自らだけでなく自分たちの子どもや孫たちのことも考えて、誤ったナショナリズムに決して踊らされないよう戦中派の一人として切望して置きたい。



特別連載エッセー●72

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2013.4.6~5.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

EEZ=排他的経済水域/IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/NPT=核不拡散条約/PAC3=パトリオットミサイル3

- 4月7日 米、北朝鮮との軍事情勢の深刻化を避けるため、ICBM発射実験を延期。
- 4月7日 インド、東部オディシャ州で、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ2」の発射実験に成功。
- 4月9日 オランダで開かれた核軍縮・不拡散に関する外相会合で、北朝鮮を厳しく非難する共同声明を採択。
- 4月9~11日 日米、ワシントン州キトサップ海軍基地で拡大抑止に関する協議。
- 4月10日 パキスタン、核搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4」発射実験に成功。
- 4月11日 G8外相会合、弾道ミサイル発射の動きなど挑発行為を続ける北朝鮮を非難し、自制を求める議長声明を採択。
- 4月11日付 北朝鮮、原子力工業省を設置する政令を発表。
- 4月14日 金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長、核戦力を質量共に拡大すると述べる。
- 4月18日 中国、ナミビア・フッサブ鉱床で両国間のウラン鉱開発プロジェクトに着工。
- 4月19日 ジュネーブでP5高官会合。中東非核化を目指す国際会議を早期に開催する必要があるとの認識で一致。
- 4月19日 龐・中国外務省軍縮局長、記者会見で「核兵器を最初に使わない。非核国や非核地帯に対しても使わない」と述べる。
- 4月19日 ウィンストン・ロ大統領補佐官、オバマ大統領によるMD計画に関する新提案に対し、本質の変化がないとの失望感を示す。
- 4月22日 2015年NPT再検討会議第2回準備委員会、ジュネーブの国連欧州本部で開幕（～5月3日）。（本号参照）
- 4月22日 ヘーゲル米国防長官、イスラエルのヤアロン国防相と会談。オスプレイや空中給油機KC135などの供与で合意。
- 4月23日 NATO外相理事会、北朝鮮による弾道ミサイルや核兵器の開発計画の継続を



新版 少女・十四歳の原爆体験記

橋爪 文著

ヒロシマからフクシマへ

ピースデポ特別価格 1,600円(+送料) 定価 1,890円(税込) 四六判・240頁

勤労職員先で被爆、奇跡的に生きのびた少女は、翌朝、たった一人で死の街を縦断、わが家へ向かって歩き始める…。それから半世紀、60歳を超えての英国留学はやがて「反核海外ひとり行脚」へと発展、訪れた国は30カ国以上。その被爆者がいま、フクシマと向き合っている…。ヒロシマからフクシマへの想いを大幅加筆。新版として復刊です！

11年12月発行/高文研

「ピースデポの本」として01年に発行された本の新版です。

注文:

電話:045-563-5101/FAX:045-563-9907/E-mail:office@peacedepot.org (郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)

強く非難する声明を採択。

- 4月24日 日本政府、NPT準備委員会で南アフリカが主導した「核兵器の人道的影響に関する共同声明」に賛同しないことを表明。
 - 4月24日 韓中、北朝鮮の核問題を話し合うための外交長官間のホットラインを開設することに合意。
 - 4月29日 デンプシー米統合参謀本部議長、北朝鮮のミサイル脅威に備えた日米韓の共同ミサイル防衛体制の構築を提案。
 - 4月30日 安倍首相、サウジアラビアのサルマン皇太子と会談し、日本の核技術の同国への輸出に向けた協議開始に合意。
 - 4月30日 韓米合同軍事訓練「フォウルーイーグル」が終了(3月1日～)。
 - 5月5日 仏、潜水艦発射弾道ミサイル「M51」がブルターニュ沖で発射実験に失敗し、自己破壊したと発表。
 - 5月5日 イスラエル軍、シリアの首都ダマスカス近郊を空爆。シリア兵約40人が死亡。
- 沖縄
- 4月6日 小野寺防衛相、仲井真知事へ嘉手納より南の施設返還・統合計画を説明。
 - 4月8日 竹富町の公民教科書採択問題で同町教委は東京書籍版を配布、採択。同一地区の石垣市・与那国町は育鵬社版を採択。
 - 4月8日 菅官房長官、自民党県連に対し、普天間飛行場「県外移設」の独自公約に関して党本部との調整を求める。
 - 4月10日 日台漁業協定調印。日本のEEZ内での台湾漁船の操業認める。仲井真知事、「台湾に大幅譲歩」と合意内容を厳しく批判。
 - 4月11日 東村高江區ヘリパッド建設工事現場での住民に対する通行妨害禁止訴訟、控訴審弁論が結審。6月25日判決。
 - 4月12日 県、普天間辺野古移設埋立て申請書に33件の補正要求。沖縄防衛局に提出。
 - 4月12日 県と県漁連、日台漁業協定に抗議。林農水相に抗議書手渡す。
 - 4月14日 岸田外相、ケリー米国防務長官と

会談。嘉手納より南の施設返還について普天間移設とのパッケージを確認。(本号参照)

- 4月15日 安倍首相、ケリー米国防長官と会談。辺野古移設推進を確認。
- 4月16日 普天間所属CH53E大型ヘリ1機、韓国江原道の射撃訓練上で着陸に失敗し炎上。米韓合同軍事演習中。死者なし。
- 4月16日 米海兵隊エイモス司令官、下院歳出委で国防費削減による影響を懸念。
- 4月17日 米上院軍事委、普天間飛行場辺野古移設の実現性を疑問視。普天間継続使用を念頭に日本への補修費要求も示唆。
- 4月18日 PAC3が沖縄に到着。那覇基地・知念分屯基地に2基ずつ配備。常時配備は初。
- 4月21日 北谷町で「CV22オスプレイの嘉手納基地配備に反対する三連協住民大会」。
- 4月22日 又吉知事公室長、米国防省で幹部らと会談。普天間県外移設を改めて要請。
- 4月26日 政府式典に抗議する「屈辱の日」八重山大会開催。約200人が参加。
- 4月28日 「4・28政府式典に抗議する『屈辱の日』沖縄大会」開催。約1万人が参加。
- 4月29日 小野寺防衛相とヘーゲル米国防長官、米国防総省で会談。オスプレイ12機、夏に普天間へ追加配備、辺野古推進を確認。
- 5月1日 オスプレイ、伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練実施。伊江村への事前通知なし。1人が提供区域外に着地。
- 5月2日 オスプレイが読谷村トリエ通信施設に初飛来。約350人が渡具知ゲート前で抗議集会。伊江島では夜間も降下訓練。
- 5月3日 米上院軍事委、米海兵隊グアム移転費を凍結。基本計画書が議会に提出され次第、予算の可否を判断。
- 5月5日 米海軍曹長、沖縄市のアパートに無断侵入。住居侵入の疑いで逮捕。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

今号の略語

- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)
- LEP=寿命延長計画
- NAC=新アジェンダ連合
- NATO=北大西洋条約機構
- NNSA=国家核安全保障管理局
- NPT=核不拡散条約

ピースデポの会員になって下さい。

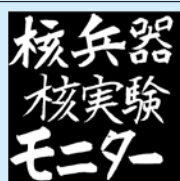
会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遠<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、岡本高明、津留佐和子、向井真澄、吉田遠、土山秀夫、梅林宏道